第3次七戸町男女共同参画基本計画 【概要版】

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、 社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成するこ と」と定義されています (男女共同参画社会基本法第2条)。

このことから、男女共同参画の取組の推進にあたっては、様々な社会情勢の動きを踏まえ、 多様な発想による取組と、そのための分野横断的な視点がより一層必要となっています。

本町では、2009(平成 21)年3月に「七戸町男女共同参画基本計画」を策定し、2014(平成 26)年3月に「第2次七戸町男女共同参画基本計画」に改訂しました。

本計画は、平成26年度から令和5年度まで10カ年を計画期間とした「第2次七戸町男女共同参画基本計画」が終了を迎えることから、これまでの取組を継承するとともに、その成果と課題、国・県の動向等を踏まえ、「第3次七戸町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、取組を更に進めていきます。

2. 基本理念

この計画の基本理念は、男女共同参画社会基本法に掲げられている5つの理念と女性活躍推進法に基づく3つの基本原則とします。

- 1 男女共同参画社会基本法
- (1) 男女の人権の尊重(第3条)
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立(第6条)
- (5) 国際的協調(第7条)

2 女性活躍推進法

- (1) 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供・活用と、性別による固定的な役割 分担等を反映した職場慣行の影響への配慮(第2条第1項)
- (2) 必要な環境整備による、職業生活と家庭生活の両立 (第2条第2項)
- (3) 本人の意思の尊重 (第2条第3項)

3.計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものであると同時に、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画としても位置付けられるものです。

このことから、男女共同参画社会の形成を推進することを目的とした「男女共同参画社会 基本法」や国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第5次あおもり男女共同参画プラン」、町の「第2次長期総合計画」との整合性を図ります。

4. 計画の期間

この計画の期間は、2024 (令和 6) 年度から 2033 (令和 15) 年度までの 10 年間とします。 ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

5.計画の推進体制

庁内の総合的な推進体制の強化はもとより、行政と町民が相互理解・協力し合い、また、 国や県、近隣市町村や関係機関・団体との連携を図りながら計画を推進していきます。

また、町で設置した男女共同参画推進会議で、年に1回、計画の進捗管理を行い、関係課 と施策の連絡調整を図りながら、男女共同参画の現状や問題点の把握、調査を行い、総合的 かつ積極的に取り組みます。

6. 基本目標及び基本施策

基本目標 I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

基本施策1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革

基本施策 2 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

基本目標Ⅱ 男女共同参画ができる環境づくり

基本施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

基本施策 2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

基本施策3 農林業、自営業における男女共同参画の促進

基本施策 4 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進

|基本目標Ⅲ| 健やかで安心して暮らせる生活づくり

基本施策1 高齢者・障害者・外国人等に対する支援

基本施策 2 性別に基づく暴力の根絶

基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援

基本施策 4 地域、防災・環境分野における男女共同参画の推進